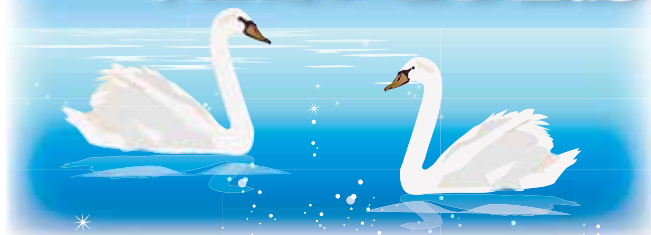


「おだいとう白鳥まつり」終了のお知らせ



毎年2月に開催しておりました、「おだいとう白鳥まつり」は、昨年度をもち終了することといたしました。

本イベントは、45回開催している歴史あるものですが、開催時期に春別川河口付近が結氷し、過去には関係者で氷を割り、白鳥飛来の努力を続けておりましたが、近年は、河口の地形が変化し氷を割っても水面

を確保することができず、今回の決断にいたりました。

関係者や出店者の皆様、ご来場いただいた皆様には、これまで数々のご支援をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。また、今年度の開催を心待ちにされていた皆様には、深くお詫び申し上げます。

問合せ／商工観光課（内線1623）

別海ふるさと会では会員を募集しています

関東地区、札幌市近郊には、別海町出身者及び本町にゆかりのある方が集まり、当町を応援していただいている「東京・別海ふるさと会」、「札幌・別海ふるさと会」という会があります。

関東地区、札幌市近郊に入会をご検討いただける親戚や知人がおりましたら下記までご紹介いただきますようお願いいたします。

問合せ／観光・交流担当（内線1623）

屋根からの落氷雪 事故防止などのお願い



毎年、冬になると、沿道建物等からの落氷雪による死傷事故が全道で多発しています。通行を円滑にし、事故を無くすため、特に、次のことに注意するようにお願いいたします。



- ◆落氷雪事故の発生が懸念されるような沿道建物等については、雪止めを設置するようにしてください。
- ◆既に雪止めが設置されている場合であっても、針金等の錆、老朽化等による破損が原因で落氷雪事故が発生することもあるため、必ず点検し、破損等が発見された際は早急に修繕するようにしてください。
- ◆落氷雪事故は、気温がマイナス3℃からプラス3℃程度のときに発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪の際には、歩行者や遊んでいる子ども等に十分注意するようにしてください。
- ◆落氷雪があった場合は、直ちに事故がないか確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないように排除してください。
- ◆交通事故及び交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。
- ◆軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。
- ◆軒下や道路では、絶対に子どもを遊ばせないようにしてください。
- ◆ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、早めに付着した氷雪の除去を行うようにしてください。

また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。

問合せ／管理・維持担当（内線3110～3115）

道路工事のお知らせ

一般国道243号千歳橋架替工事を平成26年から平成28年の3年間で実施します。

平成26年1月から千歳橋下流側で迂回路（仮橋・仮道）の設置工事に着手します。

皆様には、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

●工事期間／平成26年1月から平成28年12月まで

●迂回路（仮橋・仮道）供用期間（予定）／

平成26年10月中旬から平成28年11月まで

※車両幅2.5m以上、車両長さ12m以上の特殊車両は仮道・仮橋を通ることは出来ません。

※特殊車両は、迂回路として国道272号、道道根室中標津線等主要道路をご利用願います。

〈工事に関する問合せ〉

■北海道開発局釧路開発建設部中標津道路事務所

TEL0153-72-3221

■別海町役場 建設水道部 事業課 計画調整担当

TEL0153-75-2111(内線3214・3217)



別海町生涯教育研究所所報

別海町の公民館について

文部科学省「社会教育調査（中間報告）」によると、平成23年10月現在、公立公民館は全国に15,400館あるそうです。小学校は21,460校、中学校は10,699校（平成24年5月現在、学校基本調査）ですから、ちょうど小学校数と中学校数の間くらいの数の公民館があります。

本町の公民館は、旧村役場庁舎を一部改築して昭和43年6月に開館しました（条例上は昭和42年設置）。現在町内には3公民館（中央・西・東）と5分館（本別海・中春別・上風連・中西別・上春別）があり、町民の皆さんにとって一番身近な地域づくりの拠点としての役割を担っています。昨年度の3公民館での利用件数は3,479件、利用人数は65,260人です。

●公民館の機能や役割について

1 つどう（集会・活用）

地域の社会活動は、集会活動をとおして向上します。町内の各公民館は、集会場・憩いの場・茶の間など多様な役割を果たしています。

2 まなぶ（学習・創造）

町民の皆さんにいろいろな学習活動の場を整え、豊かな教材を提供し、教育・文化活動を展開しています。

平成14年度から順次開設し、町内に8大学を設けている高齢者対象の「別海町平成寿大学」も13年目を迎え、年々在籍生が増加して大変好評を得ています。

また、0歳児から3歳児までの乳幼児と母親を対象とした「乳幼児母親家庭教育学級すくすく」の参加親子数も、当初に比べて大きく増加しております。

3 むすぶ（総合・調整）

地域住民と連携し、地域の課題解決に向けて総合的に取り組むことも、公民館の重要な役割です。

私の勤務している西公民館では、常勤職員3名と併任職員2名が働いている他、西春別駅前地区連合町内会事務局も公民館内にあり事務員1名も常駐しているため、当地域の各種関係団体との連絡調整もスムーズに行っています。

●今後の課題について

各公民館では、様々な講座を開設していますが、働き盛り世代である「成人男性」の参加が思わしくないという課題があります。アンケート調査や各種会議等で学習ニーズの把握に努め、そのニーズに応じた魅力ある講座の企画と周知の方法の工夫が必要だと考えています。

（文責 別海町生涯教育研究所 所員 新堀 光行）



冬休み エコクラフト教室



西春別平成寿大学手打ちうどん体験

早寝早起き朝ごはんテレビを止めて外遊び

地域資料の収集にご協力ください

図書館から

図書館では、町内各地区で発行された記念誌や、学校・会社の記念誌などを収集しています。図書館開館以後に発行された記念誌は、皆様のご協力により多数収集することができましたが、それ以前の古い地域資料は、発行されていても図書館に無いものが多数あると思われます。地域資料は、年が経つほど昔の町の様子を知る貴重な資料となります。そのような資料や情報をお持ちの方、研究をされている方は収集にご協力をお願いします。



香彩会 ちぎり絵展

■期 間／1月31日(金)～2月26日(水)

■と ころ／図書館エントランスホール

ちぎり絵サークル香彩会9名の作品40点を展示します。

たのしいお話の時間 お休みのお知らせ

たのしいお話の時間は、読み聞かせボランティアどんぐりの協力により、毎週水曜日と第1土曜日に実施してきましたが、活動に参加できる読み手が不足していること、聞き手となる子どもたちの参加数の減少など、様々な事情により当分の間お休みさせていただくこととなりました。

ご利用されている方々にはご不便をおかけしますがご了承ください。

小さい子のお話の時間

■と き／7日・14日・21日・28日(金)

午前11時～11時15分

■と ころ／図書館「お話のコーナー」

■対 象／0歳～3歳程度

* 図書館職員が赤ちゃん絵本の読み聞かせや手遊びなどをします。

2月の休館日 3日・10日・11日・17日・24日・27日(月末休館日)

3月の休館日 3日・10日・17日・21日・24日・27日(月末休館日)・31日

休館中の返却は玄関横の返却ポストをご利用ください。

問合せ／図書館 TEL 75-2266・FAX 75-0506 メール tosy@betsukai.jp

郷土資料館から



ウィンタースクールを開催しました

1月7・8日「化石のレプリカを作ろう」を実施しました。小学生12名が参加し、所蔵資料のマンモスゾウ臼歯化石とアンモナイト化石のレプリカを作りました。

マンモスゾウ臼歯化石は、あらかじめ石膏で作成したものを整形する作業からはじめ、実物を見ながら慎重にヤスリで削りました。

アンモナイト化石は、10分程で固まる石膏をシリコン製の型に自分で流し込み、その後、型からはずしヤスリなどで整形し、一部の参加者は着色を行いました。時間の都合上完成することは出来ませんでした。自宅で着色し冬休みの工作として出品するそうです。

■2月の休館日 1日・2日・10日・11日・15日・16日・22日・24日

■3月の休館日 1日・2日・10日・15日・16日・21日・24日・29日・30日

問合せ／郷土資料館 TEL・FAX 75-0802 メール kyoudo@betsukai.jp

別海町立小・中学校及び幼稚園監査結果の公表

別海町監査公表第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、町立小・中学校及び幼稚園の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年10月29日

別海町監査委員 鈴木 英世、下川原 洋、山田 信

監査結果報告書

① 監査の対象

上西春別小学校、上西春別中学校、上春別中学校、中西別小学校、野付中学校、中春別小学校、野付幼稚園

② 監査の範囲

平成24年度、平成25年4月1日～7月30日における財務等に関する事務の執行

③ 監査実施の期間

平成25年9月25日～9月27日までの3日間

④ 監査の方法

各小中学校、幼稚園所管の財務等に関する事務が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合など通常実施すべき監査手続を実施したほか、必要と認めるその他の監査手続を実施した。

⑤ 監査の結果

対象学校、幼稚園所管の財務等に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められたが、次の事項について適正な措置を講ぜられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) 遊具の日常安全点検記録簿（点検表）及び点検基準の作成について

遊具の日常安全点検記録簿（点検表）及び点検基準の作成については、昨年の学校監査で指摘しているが、残念ながら本年度も安全点検記録簿や点検基準のない中で日常安全点検を実施しているということだが、安全点検記録がなく安全点検が実施されているかどうか確認できない状況にあるので、早急に対応されたい。

(2) 図書台帳の整理・点検、図書総括表（集計表）の整備及び蔵書数の基準について

各小中学校において、図書台帳は整備されているものの総蔵書冊数（図書分類数も含む）の把握が曖昧となっているので、図書台帳において図書総括表（集計表）を整備して年度末ごとの図書の現有数量（総蔵書冊数）を明らかにされたい。読書離れの傾向がある中、朝の読書運動などに取り組まれている学校もあるが、図書室の蔵書数は基準に達していない状況もみられるので、児童・生徒が図書に接する機会が増えるよう蔵書基準を達成されるよう努められたい。

また、図書台帳に昭和30年代の図書も登録されているなど図書台帳の整理や定期的に図書台帳と蔵書の点検を実施されたい。

(3) 備品台帳と現物の点検業務の実施について

各小中学校において、備品台帳により備品管理をしているところであるが、備品台帳には、すでに耐用年数が経過し使用されていない備品があることから備品台帳と現物との点検を実施され、備品の廃棄を含め備品台帳を整備されたい。

(4) 耐火書庫内の保管物品リストの作成について

耐火書庫内は、保管を要する物品に限り、整然と保管するとともに保管内容が常時、即座に把握できるよう、保管物品リストを作成して書庫内に備えおくなどして、適切に管理されたい。

(5) 公印使用簿の整備について

小中学校において、公印の使用にあたっては、公印使用簿を整備し、校長の責任において管理されたい。

(6) 各幼稚園の図書蔵書基準の設定について

本町の3幼稚園（中西別、上西春別、野付）が取り扱う図書の蔵書冊数は、それぞれ異なっているが、蔵書冊数基準（目標値）を設定し、その基準に対して図書を確保し、幼児期から読書に親しめる環境を整備されたい。

(7) 中山間地域等直接支払制度により学校に寄贈された図書の取り扱いについて

中山間地域等直接支払制度により学校に寄贈された図書について、図書台帳に寄贈された旨を登録するなどの手続きを明確にされたい。